

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年10月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	5件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500216号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500040号

第1 結論

平成10年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月

私は、平成10年3月に会社を退職してすぐに、自身と妻の国民年金の加入手続を市役所で行った。当該手続後の国民年金保険料については、妻が、毎月納付期限までに、夫婦二人分を一緒に、納付書により金融機関等で納付していた。

私の請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、平成10年3月に会社を退職してすぐに、市役所で行ったと述べているが、請求者のオンライン記録において、i) 請求者の平成10年3月21日付けの国民年金被保険者資格の取得は、平成11年8月10日に処理が行われていること、ii) 未加入期間がある国民年金被保険者に係る勧奨関連対象者一覧が、平成11年7月22日に作成されていることが確認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、妻が、毎月納付期限までに夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関等で納付していたと述べているが、当該期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500217号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500041号

第1 結論

平成10年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月

私の夫が、平成10年3月に会社を退職してすぐに、夫自身と私の国民年金の加入手続を市役所で行った。当該手続後の国民年金保険料については、私が、毎月納付期限までに、夫婦二人分を一緒に、納付書により金融機関等で納付していた。

私の請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、私の夫が、平成10年3月に会社を退職してすぐに、市役所で行ったと述べているが、請求者のオンライン記録において、請求者の平成10年3月21日付けの国民年金被保険者資格の種別変更(第3号被保険者から第1号被保険者に変更)は、平成11年8月16日に処理が行われていることが確認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、毎月納付期限までに夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関等で納付していたと述べているが、当該期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500215号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500042号

第1 結論

昭和47年*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和50年3月まで

私が20歳になった昭和47年頃に、私の母親が、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、当該手続後継続して国民年金保険料を納付していた。請求期間の保険料については、納付開始時は必要額を一括納付し、その後は集金に来ていた町内会の当番に国民健康保険料、町内会費などと一緒に納付していた。

請求期間の国民年金保険料だけを支払っていないことはあり得ないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、自身が20歳になった昭和47年頃にその母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、請求者の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和52年7月ないし同年11月頃と推認され、請求者が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない上、当該時点において、請求期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から請求者の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一市内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500205号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500043号

第1 結論

昭和41年12月から昭和51年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年12月から昭和51年11月まで

私は、昭和41年12月に、当時住んでいた市の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を3,000円から5,000円くらい納付した。

その後の国民年金保険料は、同市役所で数回納付した後、銀行等で納付していた。金額については、2か月分の金額か3か月分の金額か定かではないが、3,000円から5,000円くらいを納めていたと思う。

請求期間が未加入で未納付であることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和41年12月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年12月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求者が加入手続を行った昭和41年12月に、市役所で3,000円から5,000円くらいを納付し、その後の保険料は、2か月分の金額か3か月分の金額か定かではないが、3,000円から5,000円くらいを納めていたと思うと主張しているが、i) 昭和41年12月の保険料月額が150円であり、請求者の主張する納付金額と一致しないこと、ii) 請求期間の保険料月額は150円ないし1,400円で推移しており、長期間に渡って同じくらいの金額だったとする請求者の主張と一致していないことから、その主張には不自然な点がある。

さらに、請求者は、請求期間当時、厚生年金保険被保険者の配偶者であり、国民年金に加入するには任意で加入することになるが、オンライン記録によると、請求者は昭和51年12月23

日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、制度上、任意加入適用期間である請求期間に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、請求者は当該期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500225号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500044号

第1 結論

昭和53年4月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年4月から昭和57年3月まで
私は、昭和53年8月に区役所で国民年金の加入手続を行った。

その際に、区役所の担当者から、請求期間のうち、昭和53年4月から同年7月までの4か月分の国民年金保険料を納付すれば、昭和53年度からの加入となる旨の説明を受けたので、その場で当該期間の保険料を現金により納付した。その後、請求期間のうち、昭和53年8月から昭和57年3月までの期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により郵便局等で納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年8月に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和58年2月頃と推認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、加入当初は区役所で納付し、その後は、郵便局等で納付していたと主張しているが、請求者は保険料の納付時期、納付金額及び納付頻度等について記憶が明確でないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の請求者の推認される国民年金加入手続時点において、請求期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、請求期間のうち一部は過年度納付により保険料を納付することが可能であるが、請求者は、年度を遡って保険料を一括して納付したことはないと述べている。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国

民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。